

スタートアップの海外渡航等に係るトラベルサポート 事業者公募に係る質問回答

番号	質問	回答
1	・公募要項 P.1 2(1) 宿泊費用：ホテル等の宿泊施設に滞在するための宿泊代金であり、渡航先により付加価値税等、宿泊に必須となる税金等が生じる場合にはその額を含む。とありますが、現地支払の税金等は参加者が立替払いをし、領収書を後日受託者に提出して受託者へ支払うということでしょうか。	本協定で対象とする宿泊に必須となる税金等とは、旅行代理店から宿泊施設に対して支払いを行う際に一体的に支出する経費のみを指し、現地でしか支払うことのできない経費がある場合には原則として各渡航者が負担することとします。
2	・公募要項 P.1 2(1) 手数料：本事業者が航空券及び宿泊施設を手配するために必要となる経費。航空運賃及び宿泊費用その他都との協議により定める費用の仕入額に対して定率を乗じて算出するとありますが、今回の事業で支援金の対象は航空運賃と宿泊費用の2項目でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、支援金の対象は航空運賃と宿泊費用の主に2項目を想定していますが、渡航先での車両借上げ費用など、都との協議によりその他の費用を含める場合があります。
3	・公募要項 P.3 4(1)③ 都の依頼に基づき、航空券・宿泊施設を提案し、都の承諾の後、手配を行う。提案の際は変更に伴う手数料やキャンセル料を考慮して複数案を提示すること。提案は原則として都の依頼から3営業日以内に行うものとする。とありますが、例えば航空券で予約クラスによりキャンセルポリシーが異なり違うクラスを複数パターン提示するという理解でよろしいでしょうか。それとも航空会社や時間の異なるパターンを提示するというのでしょうか。	提案に当たっては、航空券の予約クラス、航空会社、行程等を複数提示いただき、そのうちもっとも効率的なものを採用することを想定しています。都から見積作成を依頼する際に前提条件を確認した上で通知します。
4	・公募要項 P.3 4(1)③ ※注意：見積提案時は航空運賃及び宿泊費用の仕入額と手数料を明確に区分することとし、手数料と別に企画料等を上乘せすることは厳に禁じる。とありますが、航空運賃及び宿泊費用以外の費用（海外旅行保険や査証・旅券の取得費用、渡航先の国内移動費用、通信費用等）には企画料等を上乘せしてよいという理解でしょうか。	支援金の対象は主に航空運賃と宿泊費用の2項目のみとしているため、その他の費用について企画料が生じることを想定していません。都との協議によりその他の費用を支援金の対象とする場合についても仕入額に手数料率を乗じて手数料を算出することとし、企画料を別途上乘せすることは認められません。
5	・公募要項 P.3 4(2) 航空運賃と宿泊費用の一部については都が支援金として負担する。手数料を含む航空運賃及び宿泊費用等の総額から支援金額を控除した残額を、スタートアップ等に対して請求する。入金期日は渡航の概ね1週間前までとし、期日までに入金がないスタートアップが生じた場合には都及び関係者に電話または電子メール等で通知すること。とありますが、受託者よりスタートアップに対して請求するということは、支払い能力のあるスタートアップを都が選定しているという理解でよろしいでしょうか。	本協定では、海外渡航に伴い費用負担が発生することについて同意しているスタートアップの手配を対象としています。
6	・公募要項 P.4 7(1)④（エ） 都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者。とありますが、もう少し具体的な基準を教えてください（例えばいつまでに起こした事故なのか）。過去に1度でも事故を起こしたことがあると応募要件に該当していないという理解でよろしいでしょうか。	都または国の入札参加資格において指名停止を受けたものは、当該期間が満了している場合は参加可能とします。
7	精算の際に提出が必要な書類があれば教えて頂ければと存じます。 (見積書・航空券の控え等)	実績報告書の記載内容を確認できる書類を提出いただく予定です。例えば、航空便名や手配金額が分かる控え等を想定しています。